

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和7年6月1日

広島市長 松井 一 寛

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社Lifact	訪問介護いちご	広島市中区舟入町5番25プレール舟入402	訪問介護
合同会社OURSTORY	ヘルパーステーションことのは	広島市西区南観音四丁目7番20号	訪問介護
特定非営利活動法人あおい糸	あおい糸広島飯室	広島市安佐北区安佐町飯室1365番地1	訪問介護
株式会社カルムケア	カルム訪問看護ステーション中	広島市中区舟入本町9番20-201号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社N・フィールド	訪問看護ステーションデューン 広島県北	広島市安佐南区緑井三丁目20番1号ハイ タウン神宮山壱番館事務所201号室	訪問看護及び介護予防訪問 看護
株式会社ミクセルヘルスケア	元氣ジム広島宇品	広島市南区宇品神田三丁目11番11号	通所介護
医療法人社団恵正会	にのみやデイサービス・アクア	広島市安佐北区可部四丁目6番2号YNビ ル2F	通所介護

